



2026 年 5 月 29 日

各 位

会社名 三菱製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 木坂 隆一
(コード：3864、東証プライム)
問合せ先 総務部長 野口 洋隆
(TEL. 03-5600-1488)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員及びミッション・エグゼクティブ（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除く。以下合わせて、取締役等）を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、本制度）の改定に関する議案（以下、本議案）を、2026 年 6 月 26 日開催予定の第 161 回定時株主総会（以下、本株主総会）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定について

当社は、取締役等を対象として、当社の中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的として、本制度の導入に関する議案を 2021 年 6 月 25 日開催の第 156 回定時株主総会において上程し承認可決されました。また、2025 年 6 月 27 日開催の第 160 回定時株主総会において本制度の業績連動の指標の改定につきましてもご承認いただいております。

当社は、上記株主総会の決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度を一部改定することといたします。

本制度の改定は、取締役等の報酬と業績・株式価値との連動性を高め、取締役等が株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値を向上させることを目的として、本制度による株式の交付時期を在任時としたうえで、当該当社株式に退任するまでの間の譲渡制限を付すものです。

2. 本制度の概要

改定後の本制度の概要は以下のとおりです。

(1) 本制度の仕組み

本制度は、株式交付信託と譲渡制限付株式交付制度を組み合わせた「RS (Restricted Stock : 譲渡制限付株式) 信託」と称される仕組みを採用します。これは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式を取締役等に交付する制度です。なお、取締役等に交付後は譲渡制限を設け、退任するまでの間、譲渡、担保権の設定その他の処分を行ってはならないものとします。

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、以下のとおり、取締役等に対し役位及び毎事業年度の目標達成度に基づき定めるポイントに応じて当社株式を交付します。

①	本制度の対象者	・ 当社の取締役、執行役員及びミッション・エグゼクティブ（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除きます）
②	対象期間	・ 2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度まで ※譲渡制限を付して株式を交付することは 2026 年 4 月以降から開始する事業年度に適用
③	拋出金額の上限	・ 3 事業年度からなる対象期間につき、450 百万円
④	対象者に付与される当社株式の数 の上限及び当社株式の取得方法	・ 取締役等に付与するポイントの総数（株式数）の 1 事業年度あたりの上限は、60 万ポイント ・ 当社株式を取得する場合は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じません
⑤	ポイント付与基準	・ 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑥	対象者に対する当社株式の交付時期及び 3. に定める譲渡制限契約 における譲渡制限期間	・ 各ポイント付与日（原則として、各事業年度終了直後の 5 月）以降、株主総会から 2 か月以内に当社株式を交付 ・ 原則として、当社株式の交付を受けた日から退任時までを譲渡制限期間とする

交付を受ける各取締役等は、当社との間で譲渡制限契約を締結したうえで当社株式の交付を受けるものとし、取締役等の退任時まで譲渡できないものとします。

なお、改定前の本制度からの移行措置として、改定前の本制度に基づき取締役等に既に付与されたポイントについては、本株主総会において承認を得ることを条件として、本株主総会の終了後から 2 か月以内に、当該ポイントに相当する当社株式を取締役等に交付したうえで、下記 3. に記載する内容を適用し、取締役等の退任時までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結するものとします。

（２） 信託期間、本信託の継続及び当社が拋出する金員の上限

本信託の信託期間は、第 160 回定時株主総会にて承認可決されましたとおり、2028 年 8 月までとなっており、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに 3 年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拋出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

本信託において、対象期間（当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した 3 事業年度）ごとの拋出金額の上限を 450 百万円とすることは現行と変更ありません。

（３） 取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法等

取締役等に対して交付が行われる当社株式の数は、付与ポイント数により定ま

り、付与ポイント数1ポイントにつき当社株式1株を交付するものです。付与ポイントは、役位に応じて定める固定部分のポイントと役位及び毎事業年度の業績目標の達成度等（※）に応じた業績連動部分の合計とします。なお、1事業年度あたりのポイント上限を60万ポイントとすることは現行と変更ありません。

※業績連動係数は、毎事業年度における連結売上高、連結営業利益等の目標達成度に基づき、0～150%の範囲で変動します。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに伴い、当社株式の交付を受けます。信託期間中に取締役等が退任する場合（解任される場合を除く）、当該取締役等は、その時点の付与ポイントに応じて、一定割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りの付与ポイントについては、納税資金に充当することを目的に、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が解任された場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント相当の当社株式については交付しないものとします。また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として当該取締役等がその時点で付与されているポイントに対応する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

③ 取締役等に対する株式の交付

各取締役等は、各事業年度に対する報酬としてのポイントの付与を受ける都度、下記3. の譲渡制限契約を当社と締結すること、その他所定の受益者確定手続きを経ることを条件として、本信託の受益権を獲得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、株式交付時点において取締役等が既に退任している場合には、本譲渡制限契約を締結せずに、譲渡制限が付されていない当社株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付することがあります。

（４） 議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。なお、取締役等への当社株式の交付後は、当該株式について交付を受けた取締役等が議決権を行使することができるものとなります。

（５） 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。また、取締役等へ交付された当社株式に係る配当は、当該取締役等が受領します。

（６） 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合、取締役等に対する交付等の対象となりま

す。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、現在本制度の対象となっている取締役等で本株主総会後も継続して就任する者が2026年3月末までに累積したポイント分及び2027年3月末で終了する事業年度以降に対する報酬として、上記2.(3)①により付与されたポイント相当として同②により交付される当社株式については、当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分はしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭信託（他益信託） |
| ② 委託者 | 当社 |
| ③ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ④ 受益者 | 取締役等 |
| ⑤ 信託の期間 | 2021年8月13日～2028年8月末日 |
| ⑥ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |

以上